

1. 整備の詳細

整備にあたっては記載の有無に関わらず、構造物の意匠、構造、整備内容及び必要経費については、十分に県と協議のうえ決定してください。

1.1 奈良県の費用負担となるもの〔図1、図2参照〕

(1) 計画地のスケルトン化（事業区画①②③④） ※1

- ・現在の展示施設の撤去（展示用壁、机、椅子等）
（鹿のオブジェは県が管理する施設へ再設置）
- ・床面の素地出し
- ・給水設備の整備（水道メータまで ※2）
- ・排水設備の整備（立ち上げまで）
- ・電気設備の整備（電力メータまで ※2）
- ・空調設備（室内外機）への電力メータ取り付け
- ・照明等を含む天井改修
- ・各事業区画の間の仕切り壁の設置（扉、通路壁を含む）

※1 退去時の現況復旧は事業区画①をこの状態に戻すこととする。

※2 メータは各区画に1箇所ずつ設置する。

(2) 県が管理する施設の整備（事業区画②③④） ※3

- ・内装（壁紙等）の整備
- ・通路、事業区画への床の設置
- ・バーカウンターの設置
- ・給排水設備の整備（メータから）
- ・電気設備の整備（メータから）

※3 ②、③の具体的な整備については県と協議のうえ決定することとする。

想定としては、手洗い、カウンターなどが想定される。

1.2 事業者の費用負担となるもの

(1) 店舗の整備（事業区画①）

- ・1.1に含まない事業区画①に係る整備

図1

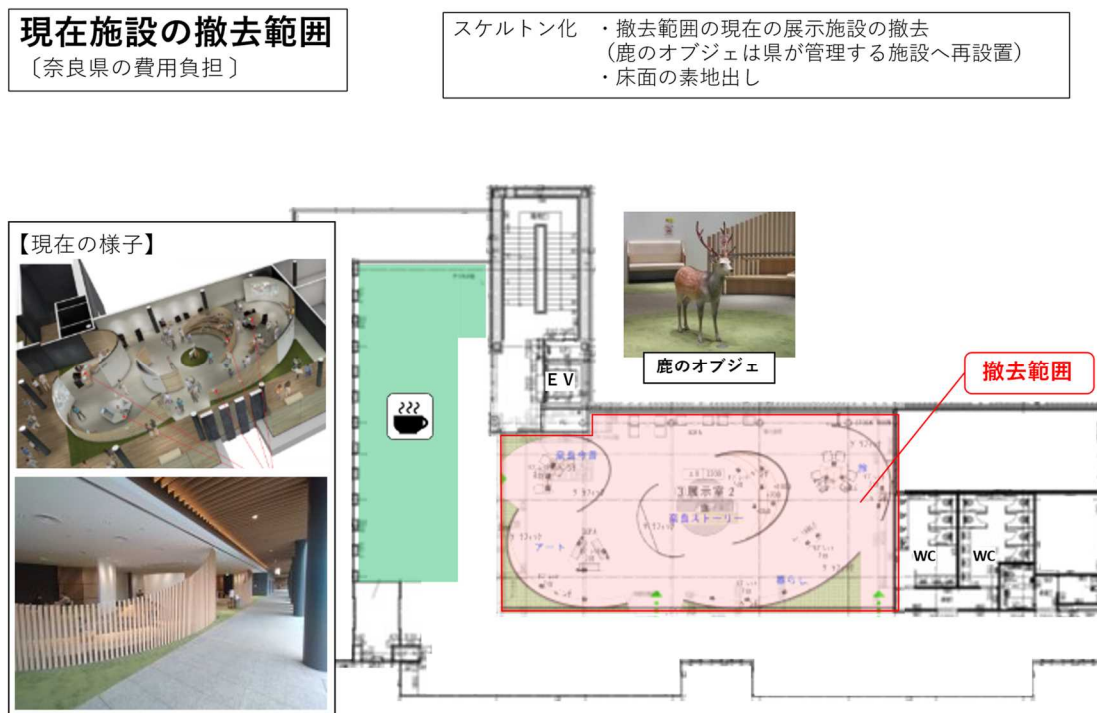


図2

